

## 鳥取県空き家除却等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家除却等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

### (交付目的)

第2条 本補助金は、適切な維持管理がなされず老朽化が進行している建築物あるいは長年利用されず放置されている空き家等について、所有者調査、利活用計画の立案及び除却の促進等に取り組む市町村を支援することにより、全県で安全安心なまちづくりを促進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 空き家等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で居住の用に供されていないことが常態であるもの。

（人の居住する主たる建物と同一敷地内にある附属建物（道路等により敷地が分かれている場合で主たる建物と一体で使用されていたものを含む。）を除く。）

#### (2) 実態調査

市町村の区域の全部又は一部を対象として空き家等の所在やその状態等、実態を把握するために実施する調査。

#### (3) 所有者調査

空き家等の所有者を特定するために実施する調査。

#### (4) 除却

建築物の解体・撤去及び廃材等の処分（当該建物内の残置物処分を含む。）並びに跡地の整地。

#### (5) 公益的跡地活用

空き家等除却後の跡地を地域のコミュニティ活性化又は防災性向上に資する目的で活用するものであって、次のいずれにも該当するもの。

ア 市町村又は自治会、町内会、その他地域住民で構成された地縁団体等による周知活動が行われるもの。

イ 地域住民に当該跡地が広く開放されるもの。（地域の防災性向上を目的とする場合を除く。）

ウ 市町村又は自治会、町内会、その他地域住民で構成された地縁団体等が当該跡地の管理を行うもの。

エ 当該目的で10年以上活用するもの。

#### (6) 標準除却費

住宅地区改良法第27条第3項に規定する国土交通大臣の定める除却費。

#### (7) 代執行等

市町村自ら除却を行うことがやむを得ない場合として次のいずれかに該当するもの。

ア 所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の行政代執行による除却

イ 所有者不明等により費用回収が困難な特定空家等の略式代執行（空家法第14条第

10項による措置をいう。)による除却

ウ 除却等を自ら行うことが困難な空き家所有者から寄附等により譲り受けた特定空き家等の除却

(8) 自治会等

次に掲げる者のうち、行政の空き家対策への取組を理解し協力する者。

ア 自治会、町内会、その他地域住民で構成された地縁団体等

イ 市町村と連携して空き家の利活用に取り組む地域のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人等

ウ 不動産に関わる県内の事業者等により構成される団体等

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる同表の第2欄の要件を満たす事業(以下「補助事業」という。)を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月10日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」とい

う。)は、第4条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。) 第13条、第14条、第16条第2項後段、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
  - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
  - (1) 前条第1項に規定する変更等に該当しない変更
  - (2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告し

なければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

- 第12条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

- 第13条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、輝く鳥取創造本部長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

- 第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月30日から施行し、平成27年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年12月8日から施行し、平成28年鳥取県中部地震により発生した不良住宅に関する規定は、平成31年3月31日をもって終了する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年10月16日から施行する。ただし、改正前に交付決定したものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。ただし、改正前に交付決定したものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 空き家等所有者調査支援事業	空き家等の所有者調査で、国土交通省所管の空き家関係補助事業等を活用するものであること。	空き家等の所有者調査に要する経費のうち、交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等。	補助対象経費の1/4	50万円
2 空き家等活用計画支援事業	<p>(1) 実態調査等に基づく、空き家等の再生、除却及び除却後の跡地利用に係る計画策定、測量、設計等（以下「計画策定等」という。）のうち次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 空き家等の再生、除却後の跡地利用に係る計画策定にあつては、周辺地域の環境に配慮した計画であること。</p> <p>イ 本補助金の採択年度の3月31日までに完了するものであること。</p> <p>(2) 空き家等の除却のうち次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 公益的跡地活用を行うものであること。</p> <p>イ 国土交通省所管の空き家関係補助事業等を活用するものであること。</p>	<p>(1) 計画策定等のための経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 職員を雇用する場合 1のアに同じ。</p> <p>イ 外部委託する場合 1のイに同じ。</p> <p>(2) 空き家等の除却を行う所有者等又は空き家等の所有者等から当該空き家等の解体・撤去を請け負い除却を行う事業者に対する助成に要する経費。（市町村が行う場合は空き家等の除却に要する経費。）</p>	<p>(1) 第2欄(1)の場合 1/2</p> <p>(2) 第2欄(2)の場合 市町村負担額の1/4又は除却費用の1/5のいずれか低い額</p>	<p>100万円</p> <p>※第2欄(2)の場合で、標準除却費に第4欄の補助率を乗じて得た額が100万円を下回る場合にあっては、その額を限度とする。</p>
3 老朽危険空き家等除却支援事業	(1) 市町村が定める空き家等の適正管理等に関する条例若しくは空家法の規定に基づく助言・指導若しくは勧告、代執行等により除却する空き家等、自主的対応が困難な空き家所有者等に代わる自治会等が除却する空き家等（空家法の規定に基づく命令	(1) 空き家等の除却を行う所有者等、空き家所有者等に代わる自治会等、又は空き家等の所有者等から当該空き家等の解体・撤去を請け負い除却を行う事業者に対する助成に要	(1) 第2欄(1)の場合 市町村負担額の1/4又は除却費用の1/5のいずれか低い額。ただし、	標準除却費に第4欄の補助率を乗じて得た額。ただし、第2欄(2)につい

	<p>に係るもの) 又は各種災害により被害が生じた若しくは被害が見込まれ、緊急的若しくは予防的な除却が必要な空き家等のうち、次の要件のいずれかに該当するものであり、かつ国土交通省所管の空き家関係補助事業等を活用して除却する空き家等であること。</p> <p>ア 倒壊すれば前面道路を封鎖（一部封鎖を含む）し、災害時の避難、救援活動及び物資輸送等に支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>イ 繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>ウ 倒壊すれば隣地の建築物等が損傷し、又はその居住者等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>エ 周辺地域の住環境に著しく衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの</p> <p>(2) 大規模火災による焼損により、老朽危険空き家等と同様に安全・防犯上支障が生じ除却する建築物等のうち、知事が特例として認めたもの。</p>	<p>する経費。ただし、第2欄(2)については、除却を行う所有者等に対する助成に要する経費に限る。</p> <p>(2) 代執行等による空き家等の除却に要する経費。</p>	<p>代執行等については除却費用の1/4、空き家所有者等に代わる自治会等が行うものについては除却費用の3/10。</p> <p>(2) 第2欄(2)の場合 市町村負担額の1/2又は除却費用の1/6のいずれか低い額。</p>	<p>ては、限度額を設けない。</p>
<p>4 まちづくりの計画に資する除却支援事業</p>	<p>まちづくりの計画を促進する目的で実施する空き家等の除却のうち、次の要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 建築後30年以上経過した空き家等であること。</p> <p>イ まちづくりの計画に関する概要、対象地</p>	<p>空き家等の除却を行う所有者等又は空き家等の所有者等から当該空き家等の解体・撤去を請け負い除却を行う事業者に対する助成に要する経費。</p>	<p>市町村負担額の1/2又は補助対象経費の2/5のいずれか低い額。</p>	<p>15万円又は標準除却費に第4欄の補助率を乗じて得た額のいずれか低い額。</p>

	域、目的及びまちづくりの計画における空き家等の除却の必要性等が市町村が定める空き家等対策計画に明記されており、当該対象地域内に除却対象の空き家等が位置していること。			
5 法務的手続等支援事業	空家法に基づく行政代執行等の措置を円滑に進めるために行う法務的手続等で、国土交通省所管の空き家関係補助事業等を活用するものであること。	市町村が行う行政代執行等に係る、弁護士相談等の司法的手続に要する経費、債権回収機関への委託に要する経費又は財産管理制度の活用に伴い発生する予納金に要する経費等	補助対象経費の1/4	無し
6 残置物処分支援事業	第1欄の2、3又は4の事業で行う除却と併せて行う、当該建築物内の残置物処分であること。（第1欄の2、3又は4の事業により除却本体工事と同一契約で行う場合を除く。）	空き家等の除却を行う所有者等又は空き家等の所有者等から残置物の処分を請け負う事業者に対する助成に要する経費。	市町村負担額の1/4又は補助対象経費の1/6のいずれか低い額。ただし、市町村が行う場合は、補助対象経費の1/4。	無し
7 設計費等支援事業	第1欄の2又は3の事業で行う除却に係る設計及び工事監理等であること。（市町村が行うものに限る。）	設計及び工事監理等に要する経費。	(1)第1欄の2の場合 1/5 (2)第1欄の3の場合 1/4	25万円

注) 第1欄の3の事業の「自主的対応が困難な」とは、所有者等の財産や収入の状況やこれらの将来見通し等（生活保護受給状況、年齢、健康状態、年金受給状況等）を踏まえ、総合的かつ客観的にみて費用の回収が困難と判断したものであること。

注) 第1欄の3の事業のうち、第2欄(1)については、不動産業を営む者が所有する建物を除くものとする。ただし、不動産事業者が所有するより前に特定空き家等に指定されたものはこの限りでない。

注) 第5欄の標準除却費による限度額算出については、次に掲げる場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

ア 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合



イ 離島等に立地し、廃材等の処分場が近くにない場合

ウ 空き家に付属する煙突・門扉等又は吹き付けアスベスト等面積換算が困難な除却箇所がある場合

注) 補助対象経費のうち、工事請負費又は委託料の場合については、県内業者が施行又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情により県内業者へ発注が困難と県が認める場合は、この限りでない。

様式第1号（第5条、第11条関係）

〇〇年度鳥取県空き家除却等支援事業補助金計画（報告）書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）実施（予定）期間

（2）実施地域（地区）

（3）事業概要

※記載内容

① 空き家等所有者調査支援事業

調査の内容、対象経費等

② 空き家等活用計画支援事業

空き家の再生、除却又は跡地利用等の内容、計画策定等の内容と策定方法（直営・委託）、除却対象となる空き家等の件数・種類・規模、跡地の整備計画・管理方針、スケジュール等

③ 老朽危険空き家等除却支援事業

対象となる老朽危険空き家等の件数・種類・規模・危険又は有害な状況、前面道路・周辺の状況、助言・指導又は勧告等の状況、除却の内容、対象経費等

※代執行等による場合は公告等の状況、費用回収が見込めない理由等

※空き家所有者等に代わる自治会等が除却する場合は所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な理由、及び所有者の同意状況等

④ まちづくりの計画に資する除却支援事業

対象となる空き家等の件数・種類・規模、空家等対策計画へのまちづくりの計画に関する概要等の記載状況等、除却の内容、対象経費等

⑤ 法務的手続等支援事業

法務手続きの内容、費用回収が見込めない理由等

⑥ 残置物処分支援事業

処分の内容、対象経費等

⑦ 設計費等支援事業

業務の内容、対象経費等

4 事業費負担区分（単位：円）

県補助金 円

市町村費 円

国費補助金 円

その他 円

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 県外業者への発注の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、県内業者への発注が困難な理由（県外業者に発注する業務が一部の場合はその範囲）を記載してください。

※報告時添付書類（電子データでの提出も可とする）

①空き家等所有者調査支援事業

- （１）所有者調査等に係る契約書等の写し
- （２）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

②空き家等活用計画支援事業

- （１）計画を作成した場合は計画書等
- （２）除却を行った場合は次に掲げる書類
  - ア 除却前後の写真
  - イ 除却後の跡地の管理方針が確認できる管理協定書等の写し
  - ウ 空き家等の床面積が分かる書類
- （３）空き家又は除却後の跡地に係る今後の整備計画等
- （４）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

③老朽危険空き家等除却支援事業

- （１）除却前後の写真、空き家等の床面積が分かる書類
- （２）前面道路、周辺の状況の分かる写真
- （３）指導又は勧告を行ったことが確認できる書面（又はこれに準ずるもの）
  - ※代執行等による場合は、公告を行ったことが確認できる書面（又はこれに準ずるもの）
  - ※空き家所有者等に代わる自治会等が除却する場合は、命令を行ったことが確認できる書面（又はこれに準ずるもので市町村空き家対策協議会の決議等市町村長の意向が分かるもの）
- （４）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

④まちづくりの計画に資する除却支援事業

- （１）除却前後の写真、空き家等の床面積が分かる書類
- （２）地図等、空き家等が市町村空家等対策計画に明記するまちづくりに関する計画の対象地域内にあることを証明するもの
- （３）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

⑤法務的手続等支援事業

- （１）法務手続きに係る契約書等の写し
- （２）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

⑥残置物処分支援事業

- （１）処分前後の写真
- （２）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

⑦設計費等支援事業

- （１）設計等に係る契約書等の写し
- （２）補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

様式第2号（第5条、第11条関係）

〇〇年度鳥取県空き家除却等支援事業補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	本年度予算額 （本年度決算額） （A）	前年度予算額 （本年度予算額） （B）	比較 （A）－（B）	備考
計				

2 支出

（単位：円）

科目	本年度予算額 （本年度決算額） （A）	前年度予算額 （本年度予算額） （B）	比較 （A）－（B）	備考
計				

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県空き家除却等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家除却等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県空き家除却等支援事業（・・・・・・事業）」とし、その内容は、・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の（間接）補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 実績報告の時期

本補助金の実績報告は、原則として、補助事業の完了又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。その際、間接補助事業者と密に連絡をとり、報告期限を徒過しないようくれぐれも注意すること。

5 交付額の確定

本補助金の額の確定は、（間接）補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家除却等支援事業補助金交付要綱（平成25年3月25日付第201200186583号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

6 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助金の交付等補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、間接国費補助金に該当するものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本総合整備交付金交付要綱（平成22年3月26日国

官会第2317号)、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日国住市第352号)の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県空き家除却等支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県空き家除却等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）            | 金 | 円 |

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第11条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対 応分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法